

能美市賑わい施設等立地促進事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第82号

(目的)

第1条 この告示は、市内で新たに賑わい施設等を立地しようとする者に対して、予算の範囲内で事業に要する経費の一部を補助することにより、賑わい施設等の立地を促進し、市内の賑わいの創出及び交流人口の拡大を図り、もって市内の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賑わい施設等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。)に規定する業種のうち、別表に定める業種を主たる業種として事業を展開する施設に該当する場合

イ 観光施設財団抵当法(昭和43年法律第91号)第2条に定める観光施設に該当する場合

ウ その他市長が能美市の賑わいの創出及び若年層の交流人口の拡大につながると特に認める場合

(2) 対象地区 次のいずれかに該当する地区をいう。

ア 能美市の都市計画区域内における用途地域又は開発可能区域

イ 能美市の都市計画区域外の地区

ウ 能美市が策定する各種計画において、地域振興等のために土地の有効利用が示されている地区

(3) 投資額 補助対象経費の合計額で、消費税及び地方消費税を含まない額をいう。

(4) 立地 賑わい施設等を新設し、営業を開始することをいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象地区内において賑わい施設等を立地しようとしている個人又は法人で、10年以上継続して事業展開をできる者のうち、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納している者
- (2) 許認可等が必要な業種については、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可等の取得が見込まれる者
- (3) 賑わい施設等の立地に係る投資額が3,000万円以上であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、補助金の交付対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) この告示における事業内容と重複した国・県等の補助金又は助成金の交付を受けている者
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者。ただし、能美市が策定する各種計画に基づき、観光を推進できる機能を持ち合わせることで、交流人口の拡大が見込まれると市長が認めた場合を除く。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) その他市長が公序良俗の観点から適当でないとする者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の購入に係る費用
- (2) 店舗等の建築工事及び設備工事に係る費用
- (3) 新築、中古店舗等の購入及び賃貸借(36か月分)に係る費用

(4) その他立地に係る事業に必要な費用

(5) 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めた費用

2 補助金の額は、投資額の10%に相当する額とし、限度額は、2,000万円とする。ただし、算定した額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 補助対象経費内訳表(様式第2号)

(2) 事業計画書(様式第3号)

(3) 許認可等を必要とする業種の場合は、許可証等の写し

(4) 補助対象経費に係る見積書・契約書等の写し

(5) 認定支援機関による事業計画確認書(様式第4号)

(6) 法人の場合は、登記事項証明書の写し

(7) 個人の場合は、本人確認書類の写し

2 賃貸借に係る申請については、年度ごとに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の場合において、補助金交付の目的を達成するために、条件を付することができる。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請の内容に変更が生じた場合には、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金変更承認申

請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を変更すべきものと認めたときは、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して、1箇月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに能美市賑わい施設等立地促進補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費内訳表

(2) 個人の場合は、開業したことを証明できる書類の写し

(3) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2年度以上にわたる事業であって、その実績に基づき補助金を交付しようとする場合については、第6条に規定する補助金の交付決定と併せて補助金の額を確定することができる。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、能美市賑わい施設等立地促進事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、すでに補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、期限を定めて、すでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しを受けた場合

(2) 賑わい施設等の営業開始日から起算して10年を経過する日までに、交付決定の対象となった交付対象事業を廃止した場合

(3) 交付決定の対象となった店舗等をその事業以外の用途に使用した場合

(4) その他市長が補助金交付措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めた場合

2 前項の規定による補助金の返還額は、営業開始日から起算して5年を経過する日までにあっては交付額の全額を、5年を超え10年を経過する日までにあっては交付額の半額を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事業継続の報告)

第14条 補助対象者は、対象事業の完了した日の属する年度終了の日から10年間、毎事業年度終了の日から3か月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業継続報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成31年3月29日告示第82号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第47号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第52号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）（日本標準産業分類第13改訂による）

大分類	中分類	備考
I 卸売業・小売業	52 飲食料品卸売業 58 飲食料品小売業	施設内に飲食スペースを設けること。
M 宿泊業・飲食サービス業	76 飲食店 77 持ち帰り・配達・飲食サービス業	施設内に飲食スペースを設けること。